国際知財司法シンポジウム(JSIP)2020

~「仮想事例に基づく進歩性判断」及び「各庁審判部に おける新型コロナウイルス感染症に対する取組」~ 特許庁パートの結果概要

特許庁審判部審判課 企画班長 松岡 徹特許庁審判部審判課 課長補佐 津田 真吾特許庁審判部審判課 企画係長 庄司 琴美

1. はじめに

令和3年1月にウェブ会議の形式で開催された「国際知財司法シンポジウム2020」の後半は、特許庁パートとして日本国特許庁(JPO)が担当し、冒頭挨拶の後、日米欧の実務者による「仮想事例に基づく進歩性判断」及び「各庁審判部における新型コロナウイルス感染症に対する取組」についてのパネルディスカッションが行われた。

本稿では、各プログラムの内容について報告する。

2. 冒頭挨拶

糟谷敏秀 特許庁長官が、2019年の損害賠償規程に関する特許法改正や、法改正を検討している第三者意見募集制度の導入など、知財司法に関連する特許庁の取組を紹介した。また新型コロナウイルス感染症対策を契機とした、押印廃止を含めた特許庁への申請手続の簡素化や、口頭審理のオンライン化を含む社会のリモート化・デジタル化に対応するための取組を紹介した。



(糟谷敏秀 特許庁長官の挨拶)

3. パネルディスカッション(仮想事例に基づく進歩性判断に関する議論)

仮想事例である「個人識別番号保護シール事件」を題材として、日米欧のパネリストが、進歩性を判断する際に、組み合わせようとする複数の文献に関して課題や技術分野の共通性、作用、機能の共通性などをどのように判断するかを論点としてパネルディスカッションを行った。

モデレーターは、山下崇 特許庁審判部長、パネリストは、服部智 特許庁審判部首席審判長、 鶴岡稔彦 知的財産高等裁判所部総括判事、Carl Josefsson 欧州特許庁 (EPO) 審判部長官、 Jean-Michel Schwaller 欧州特許庁技術審判部審判長、Michael W. Kim 米国特許商標庁 (USPTO) 審判部副首席審判長であった¹。

当日の議論については、以下において参照可能である。

https://www.youtube.com/watch?v=Jm7ryxaCv-M

また、議論に用いた仮想事例 2 については、以下の特許庁ウェブサイトで参照可能なので、ご覧いただきたい。

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2020.html 以下、仮想事例の概要と、それに対するパネリストの回答を紹介する。

3.1. 仮想事例:「個人識別番号保護シール事件」

まず、検討の対象である仮想事例について、概要を説明する。本事例は、本件特許発明の進歩性について、特許無効審判で争われているものとする。また、個人識別番号はこの事例のための仮想の番号であり、重要な行政手続に用いるものを想定している。番号は、繰り返し本人確認手段として利用するが、同時に他人に盗み見られないような方法で管理する必要がある。

【本件特許発明】

請求項の記載

「個人識別番号通知書の個人識別番号が記載されている部分に貼り付けて個人識別番号を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできない個人識別番号保護シールであって、前記個人識別番号保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも前記個人識別番号に接触する部分には前記個人識別番号通知書に粘着しない非粘着領域を有することを特徴とする個人識別番号保護シール。」

個人識別番号は、申請すると、役所から通知書により申請者本人に通知される。その際、通知書で個人識別番号が表示された部分には、他人に番号を見られないように初期目隠しシールが貼られている(図1)。申請者は、初期目隠しシールを剥がして番号を確認するが、初期目隠しシールは剥がすと再度張り直すことができない構造になっている。そこで、通知書の番号の上に貼り付けて、番号を隠すための個人番号保護シールが販売されている。破棄した初期目隠しシールに代えて新しいシールを番号の上に貼れば、他人に番号を盗み見られることを防止できる。

¹ 米国特許商標庁審判部首席審判長 Scott R. Boalick氏が出席を予定していたが、急用により不参加となった。

² 特許庁審判部主催2019年度審判実務者研究会で議論された事例 7 を基に作成。 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html